

## 質問書に対する回答

(件名) 東京湾アクアライン連絡道 金田高架橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	閲覧資料(数量計算書) 一第2編金田高架橋 A1橋台(P3-20~・P3-103~) P1橋脚(P3-40~・P3-123~)	A1橋台及びP1橋脚(A1側)に設置するマンホール工の現場ケレン面積及び既設部現場塗装面積が数量計算書内で計算されていないと思われます。数量総括表の数量もマンホール部の数量が含まれていない数量となっております。マンホール工における現場ケレン面積及び既設部現場塗装面積の数量についてご提示願います。	マンホール工の詳細図及び塗分け区分図をもとに、貴社の施工計画に基づきお考えください。
2	特記仕様書P22 23-4鉄筋工_23-4-3支払	左記記述内容に鉄筋探査(アンカー削孔個所)の記載がありませんが、当該単価項目に含むと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	鉄筋探査は想定しておりません。
3	閲覧資料(数量計算書) 一第5編北内房線橋-P3-10	(3)鉄筋探査工、下地処理工の数量がA、B、Cそれぞれを合計すると、 $2.93+1.90+4.51=9.34\text{m}^2$ になると思われませんが、合計が $\Sigma A=2.93\text{m}^2$ となっており、相違があります。数量総括表の数値も $2.93\text{m}^2$ となっており、 $2.93\text{m}^2$ が正規の数量でしょうか？また、その場合の数量の根拠をご教示ください。	$9.34\text{m}^2$ とお考えください。

4	特記仕様書P34 23-13橋脚切り欠き部充填工_23-13-3材料及び施工	アンカー工の摘要に“本特記仕様書23-5-2「施工」”の規定によるものと記載があり、鉄筋探査を行う旨記載がありますが、23-13-5支払(2)に鉄筋探査の記載がございません。当該単価項目 (No. 72_アンカー工) には鉄筋探査は含むと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	鉄筋探査は関連する単価項目に含まれているとお考えください。
5	特記仕様書P37_23-16横変位拘束構造	横変位拘束構造のB1~B6は、落橋防止構造、横変位拘束構造一体型タイプとなっており、横変位拘束構造の部分の材料費を計上するようになっていますが、下部工ブラケットは落橋防止構造、横変位拘束構造のどちらに含まれるのでしょうか。また橋脚正面不陸調整はどちらの単価項目に含まれるのでしょうか。ご教示ください。	いずれも落橋防止構造に含まれるものとお考えください。
6	特記仕様書P20_23-2構造物掘削_23-2-1種別	構造物掘削普通部及び特殊部B 1・B 2の作業内容に小櫃川第二橋下土砂仮置場へ運搬・仮置きとの記載がありますが、敷き均し作業は必要であると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	仮置き時には敷き均しは不要であると考えております。
7	閲覧資料(数量計算書)一第3編小櫃川第一橋-P3-1	落橋防止構造数量総括表(1)の下り線P3橋脚(P4側)の項目『溶融亜鉛メッキ』の数量がblankになっておりますが、当該箇所の数量計算書(P3-117)には数量が記載されております。数量総括表(1)の記載漏れと考え、記載の合計数量とは異なると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	数量計算書(P3-117)に記載の数量が必要数量とお考えください。

8	<p>閲覧資料（数量計算書）一第3編小櫃川第一橋-P3-2</p>	<p>落橋防止構造数量総括表(2)の上り線P8橋脚（P9側）の項目『削孔 φ61×775』の数量が、当該箇所の数量計算書（P3-66）の数量と1行ずれて記載されていると思われます。数量総括表(2)の記載が誤りで、99本（76.7m）と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>99本とお考えください。</p>
9	<p>閲覧資料（数量計算書）一第3編小櫃川第一橋-P3-2</p>	<p>落橋防止構造数量総括表(2)の下り線P8橋脚（P9側）の項目『削孔 φ61×775』の数量が、99本（76.7m）と記載されておりますが設計図395~396/667から数量を確認すると、105本（81.3m）と考えられます。（上り線数量も同様）削孔数量についてご教示願います。</p>	<p>105本とお考えください。</p>
10	<p>閲覧資料（数量計算書）一第3編小櫃川第一橋-P3-2</p>	<p>落橋防止構造数量総括表(2)の下り線P8橋脚（P7側）の項目『不陸調整工（樹脂パテ材）』の数量が、当該箇所の数量計算書（P3-156）の数量とは異なる数量が記載されていると思われます。数量総括表(2)の記載が誤りで、0.090m<sup>3</sup>（153.0kg）と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>0.090m<sup>3</sup>（153.0kg）とお考えください。</p>
11	<p>閲覧資料（数量計算書）一第3編小櫃川第一橋-P3-2</p>	<p>落橋防止構造数量総括表(2)のP3橋脚（P2側）の上り線及び下り線の項目『削孔（φ48×580）』の数量（本数及び削孔延長）が、当該箇所の設計図365/667から読み取れるアンカーボルト削孔数量とは異なると考えられます。設計図からは上り線：24本・13.9m、下り線：32本・18.6mと読み取れますが宜しいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>設計図365/667におけるアンカーボルトの数量は、上り線：24本・13.9m、下り線：32本・18.6mとお考えください。</p>

12	設計図 365/667	小櫃川第一橋P3橋脚（P2側）落橋防止装置構造図（その4）のアンカーボルト詳細図において、アンカーボルト延長が拡幅分を考慮されていない仕様表記（D38×675）となっております。閲覧資料の数量計算書（P3-113）のアンカーボルト延長も675mmとなっておりますが、どちらも1,080mmと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	アンカーボルトの延長は1080mmとお考えください。なお、当該項目に係る交付図書を訂正いたしますので、詳細については、訂正公告をご確認ください。
13	特記仕様書P20_23-2構造物掘削_23-2-1種別	構造物掘削普通部の作業内容に「※金田高架橋の残土は小櫃川第二橋下土砂仮置場へ運搬・仮置き」との記載がありますが、小櫃川第一橋、岩根西高架橋の構造物掘削（普通部）で発生した残土についても小櫃川第二橋下土砂仮置場へ運搬・仮置きする、と考えてよろしいでしょうか？別途仮置場がある場合は、搬出先をご教示ください。	掘削箇所の近傍に敷均しを行います。
14	閲覧資料（数量計算書）一第2編金田高架橋-P3-1	P3-1_落橋防止システム数量総括表(1)の項目『ブラケット取付工（高力ボルト本締工）』の数量が、当該箇所の設計図195・197/667から読み取れる高力ボルト数量とは異なると考えられます。設計図からは512本（上部ブラケット+補強材）と64本（マンホール設置）の計576本と読み取れます。なお、A1橋台下り線及びP1橋脚（A1側）の上下線の4箇所と同様となっております。高力ボルト数量についてご教示願います。	576本とお考えください。
15	閲覧資料（数量計算書）一第2編金田高架橋-P3-7	左記、数量総括表において表外に赤字で修正された数字が記載されております。恐らく、新設マンホールの鋼材重量を控除していると思われれます。SM490YAは42×2=84kgを控除していますが、SS400は49kgしか控除されておられません。SS400の控除は49×2=98kgを控除し、463kgと赤字記載のある数量は414kgとなりませんかでしょうか。なお、A1橋台下り線及びP1橋脚（A1側）の上下線の4箇所と同様となっております。金田高架橋の鋼材数量総括表についてご教示願います。	414kgとお考えください。

16	設計図 408/667、619/667、 621/667	小櫃川第一橋P6橋脚部に設置する大型土のうに関して、設計図408/667および参考図621/667では縦16000×横40000の範囲に大型土のう設置となっていますが、参考図の619/667では縦15000（又は14000）×横39000の範囲となっています。どちらが正しいでしょうか。ご教示ください。	大型土のうの範囲は参考図は縦14000（又は13000）×横39000の範囲となります。なお、当該項目に係る交付図書を訂正いたしますので、詳細については、訂正公告をご確認ください。
17	特記仕様書P21 23-2構造物掘削_23-2-1 種別_(2) 構造物掘削特 殊部の種別表	特殊部B1、B2、B3に使用する鋼矢板Ⅲ型はそれぞれ購入材、とされていますが、引抜後はスクラップ処分すると考えて良いでしょうか。またその引抜後の処分に要する費用は当該単価項目に含めると考えて良いでしょうか。別に計上するのであれば、計上すべき項目とその内容をご教示ください。	引き抜き後の処分費については指定するものではありませんので、スクラップ処分と考えても問題ございません。引き抜き後処分の費用については、当該単価項目に含めるものとして考えております。